



## 民法改正Ⅱ（個人保証）について

弁護士 青木 一雄

今回の民法改正において、保証債務につき保証人保護のための多くの改正がなされました。その一つが個人保証の制限です。これを理解しておくことは重要ですので、これについて説明します。

保証契約は、資産を有しない債務者の金融を得るための重要な手段として利用されてきましたが、実際は親族間、友人間の情義に基づいて保証がなされるケースが多く、債務者が破たんにより予想外の過大な債務の履行を求められて生活が破たんするなど保証破産も増えてきました。そこで新法では個人保証について、その保護のため、次のような規定を設けました。

(1) 個人保証については次の保証の場合に公正証書の作成が必要となり、これを作成しなければ保証契約は無効となります。

- ① 債務者が事業のために負担した資金債務の保証契約
- ② 債務者が負担する主な債務の中に事業のための資金債務がある場合の根保証
- ③ 債務者が事業のために負担した債務の保証について、その保証人の求償債務を保証する契約（例えば信用保証協会の求償権の保証）

です。

これらの保証契約は多額の保証債務を負うことが多く、生活破たんの可能性もあることから、その保証契約の内容と責任を十分認識しないまま安易に契約されるのを防ごうとするものです。公正証書の作成については保証人がその債務の内容と履行意思を有していること等を公証人に口頭で説明するなど方式が定められております。

なお、これには例外があり、次の場合は公正証書なしで保証契約が可能です。

- ① 債務者が法人の場合で保証人が理事、取締役、執行役またはこれに準ずる者の場合
- ② 債務者が法人の場合で、保証人がその法人の総株主の過半数を有する者の場合
- ③ 債務者（法人を除く）と共同で事業を行う者またはその債務者の事業に現に従事している債務者の配偶者の場合

これらの者は、事業資金の借り入れについて、債務者の経営に関与していて、経営状態を理解しており、情実による保証ではなく、企業の円かつな金融のための社会的な必要性があること等からその例外とされています。

この個人保証についての制約で注意しなければならないのは、事業に関する資金等の債務の保証に限定されるということです。

事業と関係のない、建物の賃借人について親や知人が保証するなどのケースではこの規定の適用はありません。